**-------------------------**

**規則**

**-------------------------**

高知県建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月８日

高知県知事　濵田　省司

**高知県規則第５号**

**高知県建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則**

高知県建築計画概要書等閲覧規則（昭和46年高知県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第11条の４第３項」を「第11条の３第３項」に、「、必要な」を「必要な」に改める。

第２条を次のように改める。

（閲覧所）

**第２条**　概要書等の閲覧所は、高知県土木部建築指導課内及び高知県幡多土木事務所内に設置する。ただし、高知県幡多土木事務所内に設置する閲覧所にあっては、高知県幡多土木事務所に所属する建築主事の所管する区域内の建築物及び工作物に係る概要書等（定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書を除く。）のみを閲覧することができる。

第７条の見出し中「禁止」を「停止等」に改め、同条中「については、閲覧を停止し、又は禁止することがある」を「の閲覧を停止し、又は禁止することができる」に改め、同条第１号中「この規則」を「この規則の規定」に改め、同条第４号中「その他」を「前３号に掲げるもののほか、」に改める。

別記様式を次のように改める。

**附**　**則**

この規則は、公布の日から施行する。

規　則

◎高知県建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則